

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十五号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（郵便料金等の加算）

第四条 県が徴収する手数料の金額は、手数料を徴収する事務を処理するため、郵便料金その他の送付に要する費用が生じる場合には、当該費用の額を加算した額とすることができる。

別表県民生活部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ	口以外の場合	二千円
ロ	同法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合	四千元

別表県民生活部の項第三号を削る。

別表保健医療部の項第八十八号中「農林水産物又は食品」を「もの」に改め、「に係るもの」を削り、同項第八十九号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第十五条各号に掲げる農林水産物又は食品のうち」及び「に係るもの」を削る。

別表農林部の項第五十五号中「農林水産物又は食品」を「もの」に改め、「に係るもの」を削り、同項第五十六号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第十五条各号に掲げる農林水産物又は食品のうち」及び「に係るもの」を削る。

別表都市整備部の項第十六号金額の欄イ(2)中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(2)から(九)までの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(3)中「（知事が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(二)から(七)まで及び第百十八号イ(3)において同じ。）」を削り、同欄ロ(2)中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄ロ(3)中「（知事が別に定めるものを除く。第百十八号ロ(3)において同じ。）」を削り、同項第百十八号金額の欄イ(2)及びロ(2)中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表県民生活部の項の改正規定並びに次項、附則第三項及び附則第六項の規定は、令和五年三月二十七日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項の規定(同項第一号金額の欄口の規定を除く。)は、当該規定の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項第一号金額の欄口の規定は、当該規定の施行の日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十三号)による改正後の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

4 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第六十八号)附則第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)別記様式第七による変更の認定の申請に係る改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号の規定の適用については、同号金額の欄イ(2)中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この号において「申請住戸数」という。)」と、同欄イ(2)から(九)まで及びロ(2)中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。

5 知事が別に定める建築物に係る改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号の規定の適用については、同号金額の欄イ(3)中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計(知事が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(二)から(七)までにおいて同じ。)」と、同欄ロ(3)中「共同住宅」とあるのは「共同住宅(知事が別に定めるものを除く。)」とする。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

6 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第十号を削り、

第十一号を第十号とし、第十二号から第四百六号までを一号ずつ繰り上げる。